弥栄の郷　身体拘束等適正化のための指針

社会福祉法人　大阪水上隣保館
特別養護老人ホーム　弥栄の郷

１、身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束等は、誰にでも平等に与えられている、“自由”を、奪い取ると同時に、うまく言葉では伝える事が困難な方々が多い弥栄の郷においては、人権の侵害は勿論、行動の制限、様々な可能性を潰す上、尊厳ある生活を阻む大きな原因となるものである。

弥栄の郷では、入居者の尊厳や主体性に重きを置き、介護に携わる誰もが、身体拘束を正当化することなく、常に問題意識を持ち、小さな疑問は小さなうちに解決できる仕組み作りに努めと同時に、【身体拘束等は絶対にあかん！】を周知徹底出来るよう努める。

別紙６枚　～身体拘束の歴史と、廃止に向けた弥栄の郷のとりくみ～

2、身体拘束等適正化検討委員会　その他施設内の組織に関して

弥栄の郷では、身体拘束等の廃止に向けて、【身体拘束廃止委員会】を設置するものとする。

① 設置目的

・身体拘束に向けての現状把握、及び改善について。
・身体拘束をせざるを得ない場合の検討及び手続きについて。
・身体拘束を行った場合の解除にむけて。
・身体拘束廃止に関する全職員への指導、教育の場の設定、その他、研修の開催について
・虐待、身体拘束に関するマニュアルの見直し
・身体拘束を行わない組織風土の構築や、環境整備に関する提案、実施。

② 身体拘束廃止委員会構成メンバー

・施設長　・主任　・医師　・介護支援専門員　・介護長（副介護長）
・介護職員　・看護師　・生活相談員　・機能訓練指導員　・管理栄養士

※委員会の責任者は施設長とし、必要に応じ、都度、招集する

③ 身体拘束廃止委員会の開催

・開催頻度については、原則、月一回とする。
・委員会開催時の記録については、必ず会議録という形で残し、各専門職で供覧し、専門職以外の職員については、都度、必要事項を伝達する。
・生命に関わる緊急時においては、上記メンバーで検討出来ない事が予測される。その場合にあっても、当事者のみでの判断は決して行わず、複数名で協議し、必ず記録を残す事とする。

3、身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

研修の意義としては、日常の中での何気ない発言や、介護が、人権侵害となっていないかを振り返り、検証する機会として重要であり、常に意識出来る環境を構築する為に必要である。又、対象者については、原則、弥栄の郷全職員とする。

研修開催頻度

・全体職員会議時に開催（年一回）
・新任職員のオリエンテーション時
・現任職員は、全体職員会議時と別途一回

4、身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

身体拘束等発生時は、【5、施設内で発生した身体拘束等の報告方法】の手順に基づき、速やかに、ご本人、及びご家族、後見人に対し、説明・報告を行う。

正式な手続きを経ず、身体拘束等を行っている現場を視認した職員は、速やかに、施設長、主任（不在時は部署長）へ報告する。その際、具体的な状況・場所・時刻などメモを取っておく。

報告を受けた施設長、及び主任（不在時は各部署長）は、速やかに、当該、関係職員への聞き取りを行い、実態の把握に努める。その結果、身体拘束等が行われていた事実が発覚した場合、ご本人、及びご家族、後見人に対し、説明、及び謝罪し、【5】に基づき、説明を行う。

5、施設内で発生した身体拘束等の報告方法

入居者又は、他利用者の生命又は身体を保護する為の措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に沿って実施する。

① カンファレンスの実施

緊急やむを得ず身体的拘束等をせざるを得ない状況となった場合、身体拘束廃止委員会を中心とし、しなければならない理由や根拠、しない場合のリスク、される立場の方の心身の状況等を検討し、せざるを得ない状況を作る前に、今一度、別紙３枚を確認し、三要件全てに該当する状況であるかを確認。協議検討の結果、緊急的に実施せざるを得ない状況となった場合、**【記録①　緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書】**を作成する。

② 入居者、ご家族への説明

記録①に基づき、ご本人、及びご家族、後見人に対し、出来るだけ専門用語を使わず丁寧に説明し、同意書に記名捺印を頂く。その際、説明書に記載の【理由・方法・時間・心身の状況・開始、解除の予定】を正確に伝え、相互の理解を高めるよう努める。尚、同意を得た期限を超えた状況下においても継続せざるを得ない場合については、事前に同意を得た内容を双方で確認した上で、再度、同意を得た上で実施する。

③ 記録、及び再検討について

実施期間中の記録については、**【記録②　緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察、再検討記録】**を用い、適宜記録すると同時に、一刻も早く解除出来るよう検討する。

※記録に関しては、大阪府からの条例に則り、入所契約後５年間は保存する。

6、入居者等に対する指針の閲覧

指針については、玄関付近へ常設し、いつでも閲覧可能な状態とする。
又、【記録①　緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書】【記録②　緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察、再検討記録】の閲覧については、施設長、主任、介護支援専門員、介護長（副介護長）のいずれかに開示の申し出を行って頂き、必要に応じて開示する。(開示する対象者は、ご本人、ご家族、後見人とし、原則、ご本人以外からの請求に関しては、説明時に、記名頂いた方とする)

7、その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

弥栄の郷では、【身体拘束は絶対にあかん！】を基本方針とするが、知らないうちに、「それって拘束では？」と、感じられる事象が起こりうる可能性がある。閉鎖的な施設では特に身体拘束等が起こりやすいとも言われており、まずは、疑問に感じた職員が職員同士で疑問を投げかけやすい環境の構築が必要である。又、外部の目に晒される機会も積極的に作り出す事で、気付きや、身体拘束等の予防が可能となると考えられる。

・誰の為に、何を優先し、行っているのか
・安易に行っていないか
・気付かないうちに行ってしまっていないか
・自分自身、身内の立場になった場合はどうか

※これらを念頭に、指針を理解し、実践していく必要がある。

2025 年 4 月 1 日
（加筆、修正）